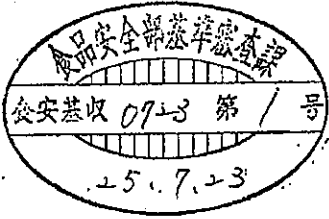




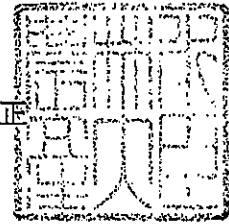
資料 9



25消安第2040号  
平成25年7月22日

厚生労働大臣 田村 憲久 殿

農林水産大臣 林 芳正



飼料の基準及び規格の改正に係る意見の聴取について

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号)第3条第1項の規定に基づき、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令(昭和51年農林省令第35号)別表第1に定める下記の物質の規格を別紙のとおり改正することについて、同法第59条第1項の規定に基づき、公衆衛生の見地からの意見を求めます。

記

グルホシネート

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令案新旧対照条文

○飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和五十一年農林省令第三十五号）

（傍線の部分は改正部分）

改正後		改正前		
別表第1 1 飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準 (1) 飼料一般の成分規格 ア～ス (略) セ 次の表の第1欄に掲げる農薬（農薬取締法（昭和23年法律第82号）第1条の2第1項に規定する農薬をいう。以下同じ。）の成分である物質（その物質が化学的に変化して生成した物質を含む。以下同じ。）は、同表の第2欄に掲げる飼料の原料にそれぞれ同表の第3欄に定める量を超えて含まれてはならない。	別表第1 1 飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準 (1) 飼料一般の成分規格 ア～ス (略) セ 次の表の第1欄に掲げる農薬（農薬取締法（昭和23年法律第82号）第1条の2第1項に規定する農薬をいう。以下同じ。）の成分である物質（その物質が化学的に変化して生成した物質を含む。以下同じ。）は、同表の第2欄に掲げる飼料の原料にそれぞれ同表の第3欄に定める量を超えて含まれてはならない。	第1欄 (略)	第2欄 (略)	第3欄 (略)
グルホシネート	大麥 小麥 とうもろこし (削る。)	大麥 小麥 とうもろこし 牧草	5 ppm 0.2 ppm 0.1 ppm 15 ppm	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考 (略)	備考 (略)	備考 (略)	備考 (略)	備考 (略)
ソ～チ (略) (2)～(5) (略) 2～5 (略)	ソ～チ (略) (2)～(5) (略) 2～5 (略)	ソ～チ (略) (2)～(5) (略) 2～5 (略)	ソ～チ (略) (2)～(5) (略) 2～5 (略)	ソ～チ (略) (2)～(5) (略) 2～5 (略)

## 飼料中に残留するグルホシネートの規格（残留基準）の見直しについて（概要）

グルホシネートの規格の見直しについて、食品安全委員会において食品健康影響評価がなされたことを踏まえ、以下のとおり報告をとりまとめた。

評価物質	<p>グルホシネート</p> $\begin{array}{c} \text{O} \\ \parallel \\ \text{CH}_3-\text{P}-\text{CH}_2-\text{CH}_2-\text{CH} \\   \\ \text{O}^- \end{array} \begin{array}{l} \text{NH}_2 \\ \text{NH}_4^+ \\ \text{CO}_2\text{H} \end{array}$ <p>グルホシネート P</p> $\left[ \begin{array}{c} \text{O} \\ \parallel \\ \text{H}_3\text{C}-\text{P}-\text{CH}_2-\text{CH}_2-\text{CH} \\   \\ \text{O}^- \end{array} \begin{array}{l} \text{H}_3\text{N}^+ \\ \text{H} \\ \text{COO}^- \end{array} \right] \text{Na}^+$ <p>アミノ酸系の非選択茎葉処理型除草剤。光学異性体（L体及びD体）が存在し、農薬「グルホシネート」はラセミ体のアンモニウム塩、「グルホシネートP」は、活性本体であるL体を選択的に含有する。</p>																					
ADI (一日許容摂取量)	0.0091 mg/kg 体重/日																					
食品の残留基準	<p>・畜産物の残留基準(ppm)</p> <table border="1" data-bbox="475 981 1393 1115"> <thead> <tr> <th></th> <th>筋肉</th> <th>脂肪</th> <th>肝臓</th> <th>腎臓</th> <th>乳</th> <th>卵</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ほ乳類</td> <td>0.05</td> <td>0.4</td> <td>6</td> <td>4</td> <td>0.02</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>家禽</td> <td>0.05</td> <td>0.05</td> <td>0.1</td> <td>0.5</td> <td>—</td> <td>0.05</td> </tr> </tbody> </table> <p>・その他、残留基準が設定されている食品 麦類、豆類、いも類、葉菜類、果菜類等</p> <p>・対象物質 グルホシネート、MPPA、NAG（NAGは一部農作物のみ） MPPA：3-メチルホスフィノプロピオン酸（代謝物） NAG：N-アセチル-Lグルホシネート（代謝物）</p>		筋肉	脂肪	肝臓	腎臓	乳	卵	ほ乳類	0.05	0.4	6	4	0.02	—	家禽	0.05	0.05	0.1	0.5	—	0.05
	筋肉	脂肪	肝臓	腎臓	乳	卵																
ほ乳類	0.05	0.4	6	4	0.02	—																
家禽	0.05	0.05	0.1	0.5	—	0.05																
飼料の残留基準 及び 対象物質（案）	<p>飼料の残留基準の対象物質は、各種代謝試験結果及び分析の対象物質等からグルホシネート、MPPA及びNAGとする。</p> <p>また、日本及び海外における飼料の作物残留試験等の結果から、飼料中の規格（残留基準）を下表のとおり見直す。</p> <table border="1" data-bbox="467 1709 1401 1933"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>現行(ppm)</th> <th>改正案(mg/kg)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大麦（種子）</td> <td>5</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>小麦（種子）</td> <td>0.2</td> <td>0.2</td> </tr> <tr> <td>とうもろこし（種子）</td> <td>0.1</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>牧草</td> <td>15*</td> <td>—（削除）</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 牧草は水分10%として設定</p>	対象	現行(ppm)	改正案(mg/kg)	大麦（種子）	5	0.5	小麦（種子）	0.2	0.2	とうもろこし（種子）	0.1	0.1	牧草	15*	—（削除）						
対象	現行(ppm)	改正案(mg/kg)																				
大麦（種子）	5	0.5																				
小麦（種子）	0.2	0.2																				
とうもろこし（種子）	0.1	0.1																				
牧草	15*	—（削除）																				